

留学生の皆さまへ

「同志社大学留学生 住宅総合補償制度」更新手続きのご案内

皆さまが、現在ご加入されている「同志社大学留学生 住宅総合補償制度」は、同志社大学指定の不動産会社が斡旋する住宅に入居し、同志社大学が指定する「普通傷害保険」に加入するとともに連帯保証の申請を行い、保証料のお支払いをいただく必要があります。

今、この制度を利用されている学生の皆さまは、以下の点につきご注意をお願いします。

- 現在の不動産賃貸借契約が終了となり、同一物件について**不動産賃貸借契約を更新される場合は、新規手続を行った際と同様の手続でこの制度の申請**を行ってください。
- 現在の不動産賃貸借契約を解約されて、新しい住宅に入居される場合は、指定の不動産会社と、新規手続を行った際と同様の手続でこの制度の申請を行う必要があります。
(指定の不動産会社でない場合は、この制度は継続して利用できません)

<同志社大学が指定する不動産会社>

この制度の対象となるアパート・マンションは、同志社大学指定の次の不動産会社が、管理・仲介する物件に限ります。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・同志社生活協同組合 | ・(株)学生情報センター |
| ・(株)バンネットシステム | ・ジェイエスピー京都 |
| ・(株)宅都プラス | ・(株)フラットエージェンシー |

お問い合わせ先：同志社大学国際連携推進機構
国際センター 留学生課

TEL：075-251-3257（今出川校地）
0774-65-7453（京田辺校地）